

# ●日本学術会議の運営に関する内規

〔平成17年10月4日  
日本学術会議第1回幹事会決定〕

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

## 日本学術会議の運営に関する内規

### 第1章 総則

(総則)

**第1条** 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

### 第2章 職務

(勧告等の提出)

**第2条** 部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。

2 科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。

3 勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。

4 提出者は、第2項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。

(提言及び報告の手續)

**第3条** 部及び委員会又は分科会が提言及び報告（以下「提言等」という。）を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている課題別委員会及び幹事会の附置委員会については、当該委員会での承認に代えることができる。

2 前項のいずれの場合においても、部及び課題別委員会、幹事会の附置委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案を前項の手續きの前に科学と社会委員会に提出することとする。科学と社会委員会は、提出された提言等の案について、内容の適切性及び過去10年間に行われた提言等との関連について検討し、提出者に助言を行う。ただし、大学教育の分野別質保証委員会の提言等については、事前に各部での助言を受けていることをもって本項の対象から除くこととする。

3 分野別委員会の長が提言等を行うことを希望する場合、提言等の案をその分野別委員会が所属する部に提出することとする。

4 第1項において、分科会の提言等の案については、その分科会が置かれる委員会の承

認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会（第1項ただし書に定める委員会が、部、委員会又は分科会が発表しようとする提言又は報告の案を審議するために設置された委員会である場合には、その委員会）に提出することとする。

5 地区会議は、科学者委員会に提言等の案を提案することができる。

6 前項の案が幹事会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。

（55幹・119幹・133幹・163幹・169幹・217幹・一部改正）

（外部からの要望の処理）

**第4条** 外部（外国を含む。）より要請がなされた場合、請願法（昭和22年法律第13号）に基づき、これを処理する。

（主催区分）

**第5条** 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。

2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、別表第2のとおりとする。

3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

（79幹・一部改正）

### 第3章 会員又は連携会員の候補者の推薦

（会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等）

**第6条** 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。

4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。

5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

（9幹・34幹・109幹・一部改正）

（会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続）

**第6条の2** 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

(1) 各部は、分野別委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(2) 副会長及び各部は、国際業務又は分野別委員会を除く委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。ただし、幹事会が別

の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う。

- (3) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第3号及び第2項第5号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。

(9 幹・追加、178 幹・220 幹・一部改正)

## 第4章 幹事会

(議案の提出)

**第7条** 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 部長
  - (4) 常置又は臨時の委員会及び幹事会の附置の委員会の委員長
  - (5) 発議者を含めた5人以上の会員
- 2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。

(217 幹・一部改正)

(報告の手續)

**第8条** 幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の7日前までに会長に案件の内容を提出することとする。

- 2 幹事会での報告は、報告者が行う。

(提出資料の様式)

**第9条** 議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第7条の規定を準用する。

## 第5章 委員会

(委員会の委員)

**第10条** 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

(64 幹・一部改正)

(臨時の委員会の設置)

**第11条** 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第3のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(79幹・一部改正)

(委員会の委員の委嘱の手続)

**第12条** 分野別委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により幹事会に推薦するよう、各部に依頼する。
- (2) 各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を幹事会に推薦する。
- (3) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
- (4) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

2 分野別委員会を除く委員会の委員の委嘱の手続は、別に幹事会が委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の候補者の推薦を、副会長及び各部に依頼する。
- (2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を、会長に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う（以下この条において同じ。）。
- (3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、会員及び連携会員に対して委員の候補の募集を実施することができる。
- (4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び別に幹事会が定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。
- (5) 幹事会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
- (6) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

3 委員会の委員を追加する場合には、第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部（前項の委員会の場合は副会長及び各部）に依頼することとする。

(9幹・146幹・178幹・220幹・一部改正)

(分科会の構成員)

**第13条** 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会)

**第14条** 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

(小分科会)

**第15条** 科学者委員会及び国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(226幹・一部改正)

(小委員会)

**第16条** 常置又は臨時の委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(184幹・一部改正)

(分科会等の長の選出の方法)

**第17条** 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

**第18条** 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会）」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。

(9幹・190幹・一部改正)

(分科会等の議長)

**第19条** 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の招集)

**第19条の2** 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、常置の委員会の分科会等については、その分科会等が置かれる委員会の長が招集し、臨時の委員会及びその他の分科会等については、会長が招集する。

(234幹・追加)

(分科会等の会議)

**第20条** 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

## 第6章 会議

(定足数)

**第21条** 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

(30幹・64幹・一部改正)

(幹事会における定足数の特別の定め)

**第21条の2** 会則第26条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、各部から1人以上の委員の出席がなければならない。

(58幹・追加)

(公開の手続)

**第22条** 細則第9条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

(議事要旨)

**第23条** 部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議事要旨を作成し、次回の部会等において承認を得るものとする。

2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

3 議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。

4 会則第22条並びに会則第26条及び第31条並びに第20条で準用する会則第22条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。

（傍聴者の遵守事項）

**第24条** 部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和61年日本学術会議規則第1号）第2条から第9条までの規定を準用する。

（幹事会への報告）

**第25条** 部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この決定は、決定の日から施行する。

（経過措置）

**第2条** 第6条第4項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

（5幹・追加、34幹・一部改正）

**第3条** 第6条第4項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

（10幹・追加、34幹・一部改正）

**附 則**（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成18年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成18年2月28日)

**附 則** (平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定)  
この決定は、平成18年10月1日から適用する。

**附 則** (平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定)  
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(平成20年日本学術会議規則第1号)の施行の日から施行する。  
(施行の日＝平成20年5月7日)

**附 則** (平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定)  
この決定は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則** (平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定)  
この決定は、平成21年7月1日から施行する。

**附 則** (平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成23年4月5日日本学術会議第119回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則** (平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定)  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成25年12月17日日本学術会議第184回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成28年9月16日日本学術会議第234回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）  
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。



別表第1（第5条関係）（79幹・142幹・230幹・一部改正）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学及び自然科学に係る問題又は重要な審議課題で、学術会議が主催するにふさわしいもの	幹事会(第7条第1項に規定する者が議案を提出)		学術会議	
部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部	幹事会の承認を要する（部長が議案を提出）	部	
委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	分野別委員会及び分科会については関係部及び幹事会の承認、それ以外の委員会及び分科会については幹事会の承認を要する（委員会の長が議案を提出。分科会の場合も所属する委員会の長が議案を提出し、承認されることを要する。）	委員会又は分科会	
若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	若手アカデミー運営分科会	幹事会の承認を要する（若手アカデミー運営分科会の長が議案を提出）	若手アカデミー又は若手アカデミー分科会	

地区会議	<p>           学術会議諸機関            の審議の結果に            基づくもの及び            地区会議活動の            活性化に資する            もの         </p>	<p>           科学者委員            会         </p>	<p>           幹事会の承認を要す            る(科学者委員会            の長が議案を提出)         </p>	地区会議	
------	--	---	---	------	--

別表第2（第5条関係）（79幹・追加、245幹・一部改正、277幹・一部改正）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

講演会、シンポジウム等主催提案書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の開催について

1. 提案者
2. 議案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主催：
2. 共催：（該当のある場合）
3. 後援：（該当のある場合）
4. 日時：令和 年 月 日（ ）： ～ ：
5. 場所：  
（日本学術会議講堂と併せて会議室を使用する場合は、会議室数及び使用目的を必ずご記入ください。）
6. 分科会等の開催：（該当のある場合）
7. 開催趣旨：
8. 次第：  
主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は報告・講演等を行うことが必要です  
（但し、学術会議の目的に照らして極めて重要な講演会等であって、委員会等  
ではなく学術会議が主催する講演会等については、挨拶等は一人で足ります）。  
該当する報告・講演等については、下線を引いてください。
9. 関係部の承認の有無：  
（下線の講演者等は、主催委員会（分科会）委員）

別表第3（第11条関係）（38幹・一部改正、79幹・旧別表第2繰下、217幹・一部改正、277幹・一部改正）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

### 課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

### 記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 課題の内容
  - (1) 課題の概要
  - (2) 審議の必要性と達成すべき結果
  - (3) 日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
  - (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
  - (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
  - (1) 課題検討への主体的参加者
  - (2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
  - (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）